

自滅に向かう原発大国日本 ①

原発・核兵器政策による国民殺戮行為を

いかに阻止すべきか

田中 利幸

現状である。

原爆被害国として核兵器の残虐性と長年にわたる被爆者の苦痛を目にしてきた日本人の中に、意識的にせよ無意識的にせよ、「核兵器の使用」が犯罪行為であるという認識は広く共有されている。無数の市民を無差別に殺戮し、放射能による激しい苦痛をもたらす核兵器の使用が、国際刑事裁判所ローマ規程第7条「人道に対する罪」（とくに「a」殺人、「b」殲滅、「c」住民の強制移送、「k」意図的に著しい苦痛を与え、身体もしくは心身の健康に重大な害をもたらす同様の性質をもつその他の非人間的な行為）、ならびに第8条「戦争犯罪」（とくに文民ならびに民用物、財産への攻撃）であるという認識は、国際的にも共有されている。同時に、核兵器の使用はジュネサイド条約（1948年国連採択の「集団抹殺犯罪の防止及び処罰に関する条約」）に違反する行為であるという判断も、専門家の間では強く支持されている。

ところが、「核抑止力」の保持は、実際に核兵器を使う行為ではないことから、犯罪行為ではなく、政策ないしは軍事戦略の一つであるという誤った判断が一般的になっていると言ってもよい。実際には、「核抑止力」は、明らかにニュルンベルグ憲章第6条「戦争犯罪」（a）「平和に対する罪」に当たる重大な犯罪行為である。「平和に対する罪」とは、「侵略戦争あるいは国際条約、協定、誓約に違反する戦争の計画、準備、開始、あるいは遂行、またこれらの各行為

三 核抑止力ならびに

拡大核抑止力の犯罪性

上記（前号45号上段）「原子力規制委員会設置法」の法案作成の中心人物は、塩崎恭久衆議院議員で、彼は「核の技術を持っているという安全保障上の意味はある。日本を守るため、原子力の技術を安全保障からも理解しないといけない」と述べたと伝えられている。すなわち、核兵器を実際に保有していかなくとも、核兵器製造技術を保有しているだけで「核抑止力」になるというのが、その主張の主旨である。自民党

前号①の内容

- 一 原子力平和利用に利用された広島
- 二 核製造能力開発の歴史的経過

のいずれかの達成を目的とする共通の計画あるいは共同謀議への関与」（強調：田中）と定義されている。「核抑止力」とは、核兵器を準備、保有することで、状況しだいによってはその核兵器を使ってある特定の国家ないし集団を攻撃し、多数の人間を無差別に殺傷することで、「戦争犯罪」や「人道に対する罪」を犯すという犯罪行為の計画と準備を行っているということ。

さらに、そうした計画や準備を行っているという事実を、常時、明示して威嚇行為を行っていることである。核兵器の設計、研究、実験、設計、生産、製造、輸送、配備、導入、保存、備蓄、販売、購入なども、明らかに「国際条約、協定、誓約に違反する戦争の計画と準備」である。したがって、「核抑止力」保持は「平和に対する罪」であると同時に、「核抑止力」による威嚇は、国連憲章第2条第4項「武力による威嚇」の禁止にも明らかに違反している。96年の国際司法裁判所ICJの「核兵器の威嚇・使用の合法性に関する勧告的意見」も、その第47項において、「想定される武力の使用それ自体が違法ならば、明示されたそれを使用する用意は、国連憲章第2条第4項で禁じられた威嚇である」と明記している。

核兵器の使用は大量殺戮と広域にわたる環境破壊、最悪の場合は人類破滅という結果をもたらす徹底的でかつ極端な破壊行為であることから、その実際の使用行為と準備・保有による威嚇行為は、性質上二つの異なった行為ではない。

く、一体のものと考えるべきである。C・G・ウィーラマントリー判事は、上記ICJの勧告的意見に関連して出した個別意見の中で、核兵器を使用しての「自分の敵の徹底的な破壊あるいはその完全な消滅をもたらすであろう損害あるいは荒廃を起こす意図は、明らかに戦争の目的を超えている」と述べて、「核抑止力」の不合理性を強く非難している。すなわち核兵器保有それ自体が、極端な威嚇行為、すなわちテロリズム行為であり、したがって「核抑止力」を使う人間は「テロリスト」であると認識されなければならない。国家が「核抑止力」を使うということは、それゆえ「国家テロ」行為であり、その国家の元首をはじめとする為政者ならびに軍指導者たちは明らかに「テロリスト」なのであり、「平和に対する罪」を犯している「犯罪者」なのである。

核兵器を実際にはいまだ保有していなくとも、核兵器製造能力を十分持っており、いつでも製造する「計画と準備」があるということを明示すること自体が、「人道に対する罪」や「戦争犯罪」を犯す「計画と準備」を行っていることと同義であることから、石破茂や塩崎恭久が示唆する「潜在的核抑止力」もまた「平和に対する罪」と定義しうる行為である。同時に、アメリカの「核の傘」に依存する「拡大核抑止力」とは、「人道に対する罪」や「戦争犯罪」を犯す「共通の計画あるいは共同謀議への関与」、つまり「共犯行為」であるところから、これま

た明らかに「平和に対する罪」と定義されなくてはならない。

したがって、これまで日本政府が長年依存してきた安保同盟の下での「拡大核抑止力」も、核兵器製造能力の開発・維持、すなわち「潜在的核抑止力」も、いずれも国際法に違反する明確な犯罪行為であることを我々は強調する必要がある。

核使用を容認した岸田発言

では、「自衛のための核兵器使用は合法的行為である」という主張に正当性はあるだろうか。「自衛」とはいったいどのような行為を指すか、その定義は非常に難しい。武力紛争や戦争は、しばしば「自衛」という口実で開始されることから分かるように、「自衛」は極めて恣意的な概念である。例えば、ナチスは「予防的自衛」と称して侵略戦争を正当化した。米軍によるアフガン攻撃やイラク攻撃すら「自衛戦争」であるとブッシュ政権は主張した。「自衛戦争」は、自国をどうしても防衛しなければならぬという必要に迫られて行う戦闘行為であり、その際使われる軍力は、攻撃してくる敵の軍勢力と格差がありすぎなくてはならず、ある程度の均衡性を保つようなものでなくてはならない、というのが一般的な認識である。自衛する側の戦力が敵の軍勢力よりはるかに強大であったり、逆に極めて弱小であれば、戦闘の内容自体が「自衛」という性格をもたなくなってしまうからで



(10月25日、広島市内)

と「均衡性」という要素の条件を満たすような性格の兵器でないことは明らかである。

ちなみに、「集団的自衛権行使容認」をめぐるの安倍晋三の「自衛」の拡大解釈論は、「自衛」と称する軍事行動であれば世界のどこへでも自衛隊を派遣して戦闘行為を行うことができるという意味では、ナチスの「予防的自衛」にもつながる議論であり、危険極まりない。しかも、「核抑止力」に関する日本政府の見解は、この「集団的自衛権行使容認」への強い動きにあわせて、さらに悪化していることに我々は深く注意する必要がある。2014年1月20日、衆院広島1区選出の岸田文雄外相は、長崎で「核軍縮・不拡散政策スピーチ」と題して講演、その中で政府の新たな核兵器政策に関して言及し「核兵器の使用を個別的・集団的自衛権に基づき極限の

ある。すなわち、「自衛戦争」では、「必要性」と「均衡性」という二つの要素が重要視される。大量破壊兵器である核兵器が、この「必要性」の状況に限定することを核保有国が宣言すべきだと述べた。要するに「日米が集団的自衛権を行使するような戦場で『極限の状況』と判断するような事態であれば、核兵器の使用が許される」という主張である。ところが「極限の状況」とはいったいどのような事態なのかについてはなんらの定義も説明もない。集団的自衛権は日本の国家と国民にとって「明白な危険性」がある場合にのみ使用するという政府の主張に、「明白な危険性」とはいったいどのような事態なのかについての説明が全くないのと同様である。

「核の傘」核抑止力」に依存するという方針を内外に向けて明らかにしてきた。しかし「核兵器の使用」については具体的にどのような状況で使用を認めるかについては、これまで全く言及したことはなかった。岸田発言は、日本政府が初めて「核兵器の使用」を公然と容認するものであった点で、極めて深刻である。「集団的自衛権」行使のもとでの「核兵器使用」は、単に米国の核兵器使用容認にとどまるものではなく結局は、日本の核武装そのものの容認にまでつながっていく危険性をはらんでいる。なぜなら「集団的自衛権」を行使して米軍と共同で戦争を行うなら、米軍と同じ戦力を備える必要がある、そのためには核兵器保有も必要であるという論理を許してしまうことになるからである。

核兵器の持つ特殊な破壊力と性質上、「人道

に対する罪」や「戦争犯罪」を犯さずに核兵器を使用することは現実的に不可能であるところから、「合法的自衛戦争」においてもこれを使用することはできない。また、どのような理由があるにせよ、いったん、小型のものであれば核兵器が使用されれば、大型核兵器の全面的な使用へと急速にエスカレートしていく危険性があることも明らかである。よって、「自衛のための核兵器使用」ということは、法理的にも現実的にも許されないことであり、したがって、「核兵器合憲論」は、憲法自体のみならず、国際法の観点からしても、論理的に不整合でありかつはなはだ不条理である。同時に、原発（とりわけ高速増殖炉）と核燃料再処理工場の存在そのものが「潜在的核抑止力」と一体となっていることを考えると、これらのいわゆる核エネルギー関連施設の存在は、憲法第9条の「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」という条文に違反するものであるといえる。すなわち、「核抑止力」は「平和に対する罪」であると同時に、憲法第9条にも明らかに違反する犯罪行為である。

四 原子力発電の犯罪性

原子力発電事故による最も深刻な被害は、放射能被曝による死亡または多種にわたる癌や白血病などの発病、さらには被曝の恐怖が原因

の精神的疾患である。原爆攻撃の被害者、核実験場、核兵器製造工場、ウラン採掘場ならびにその周辺地域で被曝した人たちと同様、原発事故によって放出された放射能による外部・内部両被曝が、後発性の癌や白血病、心臓病などの内臓疾患、眼病など、様々な病気を引き起こすことは、チェルノブイリ事故の被災者、とくに幼児の発病ケースが多いことから明らかである。

原発事故の場合、核兵器攻撃とは異なり、瞬時にして無数の人間が無差別に殺傷されるといったケースは少ないかもしれないが、事故後、何年にもわたり、時には後世代にまでわたり、放射能被曝は被災者の健康を蝕み、さまざまに病気を発病させ、最終的には死をもたらす。チェルノブイリや福島での原発事故からも明らかにように、放出された放射能は、原発から数十キロから数百キロ圏内に至るまで降り注ぎ、そのような広い地域に居住する多くの住民が無差別に被曝を余儀なくさせられる。さらには、残留放射能レベルが高い原発近隣地域やいわゆるホットスポット地域の住民は、故郷を失い、移住を余儀なくされる。すなわち、原発事故は、長期にわたる大量無差別殺傷、すなわち「殺人」「殲滅」の他に、「住民の強制移送」を引き起こし、「身心両面の健康に重大な害をもたらす非人間的な行為」であることから、核兵器の使用と同様に、「人道に対する罪」であると判断できる。

これまで、「人道に対する罪」は、紛争時あ

るいは戦時にのみ犯される残虐な戦争犯罪の一種と一般的には考えられてきた傾向がある。しかし「人道に対する罪」とは、「戦前、戦中における、一般人民に対しての殺害・殲滅・奴隷的扱い・強制移動などの非人道的行為と、政治的・人種的・宗教的理由による迫害」と定義されており、「戦前」、すなわち平時においても起こりうる犯罪であるということを忘れてはならない。しかも、地震や津波によって引き起こされる過酷事故の場合には、必然的に無数の市民を放射能被曝の被害者にするということを明確に知りながら原発や放射能関連施設を稼働することは、「人道に対する罪」を予防しようとする意志が完全に欠落していることを表明している。したがって、原発の建設設置そのものが、犯罪行為と称せるのではなからうか。いわんや、地震が起きれば大事故を引き起こすような活断層の存在する地域に原発を建設することは、犯罪行為と言えるのではないか。

本来ならば、無数の人間の生存権を一瞬にして左右するような可能性をたどえずかながらでも持っている、そのような壊滅的な危険性を孕んだ設備を建設し運転する権限が、政府や一企業に与えられているという、そのこと自体の不条理性と反倫理性が問題にされるべきなのである。その意味で原発は、火力発電や水力発電とは全く性質が異なるものであり、決して同じレベルで、例えば「発電コスト」というような観点から議論されてはならないものである。

原発と同じレベルで、しかも統合的に議論されるべきものは、核兵器なのである。(注4参照)

原発事故は核兵器使用と同じ

原発事故によって放出される放射能は、人間の健康を冒すのみならず、広範囲にわたって環境そのものを汚染することはあらためて詳しく説明するまでもないであろう。住宅地、農地、森林、植物、河川水、海水と、これまた無差別に全ての環境を汚染し、その結果、その地域に生息する家畜はもちろん、あらゆる種類の生物を無差別かつ大量に殺傷する。したがって、これは「環境に対する犯罪行為」とも称せる行為であり、1972年6月16日に国連で採択された「人間環境宣言」に明らかに違反する。

「人間環境宣言」は、その前文において、「自然の環境と人が創り出した環境は、ともに人間の福利および基本的人権ひいては生存権そのものの享有にとって不可欠で」あり、「現在および将来の世代のために人間環境を守りかつ改善することは、人類にとって至上の目標」であると述べ、環境汚染は基本的人権ならびに生存権の侵害であることを示唆している。この宣言の第1原則「環境に関する権利と責任」では、「人は、その生活において尊厳と福利を保つことができる環境で、自由、平等および十分な生活水準を享受するとともに、現在および将来の世代のため環境を保護し改善する厳粛な責任を負う」とうたわれている。福島原発事故の被災者

たちは、日常生活において「尊厳と福利」を奪われ、不自由で差別された生活環境の中で暮らすことを強要され、「将来の世代のため環境を保護し改善」できるような社会条件を著しく奪われているのが実情である。

したがって、原発事故による環境汚染は、核兵器の使用と同様、48年12月10日に国連で採択された「世界人権宣言」とりわけ、第3条「生命、自由、身体の安全」と第13条「移動と居住の自由」の二つに対する権利を剥奪する違法行為である。それは同時にまた、日本国憲法で保障された人権、すなわち13条（生命権、幸福追求権、環境権）、22条（居住・移動の権利）、29条（財産権）、25条（生存権）、26条（教育を受ける権利）、27条（働く権利）、11条ならびに97条（将来世代国民の権利）を剥奪するものでもある。さらにそれは、憲法前文で謳われ保障されている「平和的生存権」をも侵すものである。

（注5参照）

「人間環境宣言」の第3原則「再生可能な資源」では、「再生可能な重要な資源を生み出す能力を維持し、可能な限り回復または改善しなければならぬ」とされており、第4原則では「野生生物とその生息地は……人はこれを保護し、賢明に管理する特別な責任を負う」ともうたわれている。第6原則「有害物質の排出規制」によれば、「環境の能力を超えるような量または濃度の有害物質その他の物質の排出および熱の放出は、停止しなければならない」とし、第7

原則「海洋汚染の防止」では「人間の健康に危険をもたらし、生物資源と海洋生物に害を与え……海洋の正当な利用を妨げるおそれのある物質による海洋の汚染を防止するため、すべての可能な措置をとらなければならない」とされている。ところが、現在、日本政府が推進している「ガレキの全国拡散」は、これらの原則全てに違反する政策であり、東電は高レベル放射能で汚染された大量の排水を海に放出し続け、激しい海洋汚染を行っている。

環境問題に関する他の国際宣言としては、リオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」で、92年6月14日に採択された「環境と開発に関するリオ宣言」がある。この宣言も、第1原則「人の権利」の中で、「人は、自然と調和しつつ、健康で生産的な生活を営む権利」を有していることをはっきりとうたっている。リオ宣言の中で、福島原発事故との関連で注目すべき原則は、第20原則「女性の役割」である。第20原則では「女性は、環境の管理と開発において重要な役割を有する。そのため、女性の全面的な参加が持続可能な開発の達成に不可欠である」とうたわれているが、日本の原子力規制委員会の委員長は男性、4人の委員のうち3人が男性であり（廃止された原子力安全委員会も5人の現委員のうち女性は1人だけであった）、原子力防災担当を兼任している環境相ならびに2人の環境副大臣は両名とも男性である（注、本稿執筆の今年6月時点。9月3

日発足の第2次安倍改造内閣でも大臣、副大臣は男性で占められた）。環境省や通産省で原発問題を担当している官僚たちもほとんどが男性であり、「女性の全面的参加」からはほど遠く、恥ずべき状況となっている。

五 結論

ウラン採掘・加工を出発点とする核兵器（D U）劣化ウラン兵器を含むさまざまな種類の核兵器製造、核実験、核兵器輸送）ならびにその応用である原子力産業（原発稼働、核廃棄物、核燃料再処理など）では、核兵器の使用や原発事故ではもちろん、そのあらゆる工程で多量の放射能を放出している。被爆者にして哲学者でもあり、反核運動のリーダーであった森瀧市郎の晩年の言葉、「核と人類は共存できない」が、福島原発事故以後しばしば口にされるようになった。しかし、広島・長崎への原爆投下やチェルノブイリ・福島での原発事故からも明らかのように、放射能は、人間のみなならず、動物を含む海陸の生きものを無差別にかつ大量に殺傷する。20世紀半ばから始まった「核の時代」は、かくして、人類を含むあらゆる「生きもの」、すなわちさまざまな生命体を犠牲にして築き上げられてきた、いわば「殺戮の政治・経済・社会・文化体制」であるといえる。このような体制の確立と維持に努力または協力してきた人間の行為は、あらゆる「生きもの」の「生存権の

否定」という行為であり、人類とすべての生物と地球を絶滅の危険に曝すことを厭わなかった明確な「犯罪行為」であったし、現在も多くの人間が、そうした犯罪行為に深くかかわっているのが実情である。

我々には、現在、そのような世界を根本から変革するために貢献していくことが要求されている。そのためには森瀧の「核と人類は共存できない」という思想は、兵器であれエネルギーという形であれ「核と共生もの」は共存できない」というものにまで深められかつ広げられていく必要がある。つまり、我々にいま要求されていることは、総体的かつ長期的に観れば、単なる人間としての「世直し」の倫理的行動ではなく、あらゆる生命体を守るための「生きもの」としての倫理的行動である。このような根本的な視点に立って、日本がこれまで進めてきた「核エネルギー―核兵器製造技術」開発政策の本質にもう一度注意深く目を向けてみる

と同時に、我々市民運動のあり方自体を、「人間の全生命体と環境に対する犯罪行為に対する責任」という観点から再検討してみる必要があるのではないだろうか。

まことに残念ながら、安倍政権は、「殺戮の政治・経済・社会・文化体制」を変革し改革することではなく、さらに強化する政策を次々と導入し、市民をそのような体制の犠牲者にすることを全く厭わない。「殺戮の政治・経済・社会・文化体制」を変革するためには、何よりもまず、

原発再稼働や原発輸出をすすめ、戦争に日本市民を駆り出すことを着々とすすめている安倍内閣を即刻打倒しなければならぬ。安倍内閣打倒なしには、原発・核兵器による日本国民殺戮

.....

行為の危険性を除去することはできない。
（たなか・としゆき 広島市立大広島平和研究所教授） 〓文中敬称略

（注4）この点を極めて明晰な文章で解説したのが、2014年5月21日に出された大飯原発差し止請求事件裁判の判決文の中の以下のような文章である。

「被告（―関西電力）は本件原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものにかかわる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の可否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなるのが 国富の喪失であると当裁判所は考えている」

（注5）とくに憲法13条ならびに25条の人格権との関連性については、上述の大飯原発差し請求事件裁判の判決文でも触れられているので、再び引用しておこう。

「個人の生命、身体、精神及び生活に関する

利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり（8条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることにならる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差し止めの要請が強く働くのは理の当然である」

かくして、原発運転それ自体が人格権を根本から侵害するものであることを、この判決文は明確に認めている。

ところが政府、とりわけ原子力規制委員会と規制庁は、「重大事故が起こった時の対策論」ということのみを議論の対象としており、しかも「われわれは原子炉に過酷事故が起こった時の、放射能の拡散シミュレーションをおこなっている。近隣住民の避難を考慮すると、30キロ以内が危ない。したがって自治体はその対策を

とらなければならぬ」と、自分たちの責任を棚に上げて、自治体にのみ責任を負わせるという態度。さらに、「新規制基準を満たした原発でも事故は起きます。この基準は最低のもので、あとは事業者の責任です。規制庁の役割は審査することであり、審査結果と審査過程を国民に丁寧に説明していくまで、地元了解をとることはしません。地元への『説明』と『了解』は切り離すというのが政治的判断です。政治的判

断を含む了解手続きに、規制庁はタッチできません。放射能の拡散シミュレーションモデルにも限界があります。その結果、どうするかは自治体と住民、および事業者で判断してください」(2014年1月20日、再稼働阻止全国ネットワーク主催で行われた原子力規制庁との院内交渉集会での発言)と、責任を完全に放棄する無責任極まりない発言をしている。その一方で、原発再稼働審査を着々とすすめている。これは、

換言すれば、原発事故で多くの市民が無差別大量殺傷されることをはっきりと自覚しているが、大量殺傷手段の運転審査を平気で進めているということである。彼らの思考の中には、市民の「人格権」や「平和的生存権」など、人間にとって最も重要な人権に対する深い考慮がすっぽりと抜け落ちている。